給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第１号
千葉県八千代市大和田新田479番地32
再生債務者　河井　正和
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月９日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月23日から平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（再ロ）第１号
千葉県松戸市新松戸３丁目328番地の１　新松戸南パークハウスＡ―509
再生債務者　木村奈美子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月12日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月19日から平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（再ロ）第１００４２号
東京都文京区本駒込１―10―12―203
再生債務者　矢竹　秀行
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月16日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月１日から平成30年５月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再ロ）第１号
東京都国分寺市西恋ヶ窪４丁目１番地１ルイシャトレ国分寺イプセ203
再生債務者　山本　将之
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月17日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月１日から平成30年５月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（再ロ）第１号
福岡県京都郡みやこ町勝山宮原267番地
再生債務者　中原　直樹
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月17日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月24日から平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成３０年（再ロ）第１号
石川県小松市今江町ち186番地　信開ガーデンコート今江　303号
再生債務者　菅洞　輝芳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年４月16日まで
平成30年３月20日　金沢地方裁判所小松支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第３号
静岡県浜松市中区中島１丁目36番15号
再生債務者　冨永　公文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月19日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年３月15日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき公告します。
平成30年３月29日
富山県富山市総曲輪２丁目１番３号
富山県中小企業団地厚生年金基金
代表清算人　梶川　豊司

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年３月15日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき公告します。
1．代表清算人氏名　梶川　豊司
2．住所　富山県富山市総曲輪２丁目１番３号
平成30年３月29日
富山県中小企業団地厚生年金基金

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成30年３月29日　埼玉県教育委員会
1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
三木　伸一、東京都、東京都教育委員会
(1)　中学校教諭一種免許状（社会）
(2)　高等学校教諭一種免許状（社会）
2　失効年月日　平成30年３月19日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成30年３月29日　埼玉県教育委員会
1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
蜂巣　巧弥、埼玉県、東京都教育委員会
(1)　幼稚園教諭一種免許状
(2)　小学校教諭一種免許状
2　失効年月日　平成30年３月19日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成30年３月29日　埼玉県教育委員会
1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
白井　竣、福島県、埼玉県教育委員会
(1)　高等学校教諭一種免許状（理科）
2　失効年月日　平成30年３月19日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年三月二十九日
熊本県熊本市南区御幸木部一丁目一番一号
（甲）医療法人桜十字会
理事長　西川　明希
熊本県熊本市東区三郎一丁目一一番二五号
（乙）医療法人熊本東桜十字会
理事長　倉津　純一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年三月二十九日
東京都千代田区岩本町二丁目四番五号インスタイルスクエアＲ一〇〇三
合同会社東京パトレサポート
代表社員　盛永　崇也

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が三億七千五百万円になることを条件として、資本金の額を二億七千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、確定した最終事業年度はありません。
平成三十年三月二十九日
東京都千代田区有楽町一丁目一一番一号新有楽町ビル二階
株式会社ジェーシーホールディングス
代表取締役　原田　健一